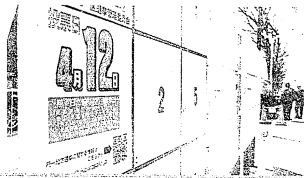


減らぬ長時間労働

正社員の残業 最長に



地方議会を問う

迫る統一選、識者らに聞く

日本経済新聞

3月23日
月曜日

発行所 日本経済新聞社
東京本社 ③(03)3270-0251
〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7
大阪本社 ③(06)6943-7111
名古屋支社 ③(052)243-3311
西部支社 ③(092)473-3300
札幌支社 ③(011)281-3211

Fresh life for all.
すべての人に、
いきいきとした
生活を。

alfresa
アルフレッサ
ホールディングス
株式会社

購読のお申し込み
☎ 0120-21-4946
http://www.nikkei4946.com/
日経電子版
http://www.nikkei.com/
お問い合わせ(7:00-21:00)
☎ 0120-24-2146

子育てで贈与無料代行

非課税に対応 信託4行、新商品

祖父母や親から子や孫への結婚・子育ての資金贈与を非課税にする新制度に対応したサービスが4月にも登場する。大手信託銀行が受け皿を作り、税務署との手続きを代行する。利用手数料は無料だ。新制度を盛り込んだ関連法案が成立し次第、スタートする。若者世代の子育てなどを後押しするともに、顧客基盤の拡大につなげるねらいだ。

若者世代へ資産移転促す

三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行の4行で取り扱う。サービスの名称は「結婚・子育てで支援信託」とす(ことば)が非課税となるのは20歳以上の子や孫1人当たり1000万円まで、披露宴や新居の住居費など結婚に関する費用は最大300万円となる。出産・子育て関連で、不妊治療費や出産費用は領収書をもとに使用

結婚・子育て資金贈与のイメージ



非課税の対象となる費用の例	
結婚関係	披露宴の費用、新居の住居費、引っ越し代
出産・子育て関係	不妊治療費、出産費用、子供の医療費、ベビーシッター費用

用は最大300万円となる。出産・子育て関連で、不妊治療費や出産費用は領収書をもとに使用

このサービスを使って顧客がお金を引き出す時は、結婚・子育ての支出だと証明する領収書の提出が必要になる。信託銀行は領収書をもとに使用

道が非課税になるかをチェックし、その後の税務署との手続きを代行する。個人で税務申告する手間は省けると同時に、資金を引き出すまで預けたお金は国債などで運用されるので、配当なども得られる。

運用収益の一部は信託報酬として差し引かれるが、元本は保証される。贈与を受けた子や孫が50歳になった時点で税金が残っている場合は課税される。また、贈与した側の祖父母や親が死亡した場合に贈与したお金が残っていれば、相続財

産とみなされ課税対象となる。みずほ信託とりそなは5000円から預けられるようにする。三井住友信託も5000円とする。三菱UFJ信託は実際の需要を調査した上で、300万円に設定することにした。政府は高齢者から現役世代への資金移転を促すため、13年4月に教育資金

金額の非課税制度を導入した。信託各行はこれに対応する教育資金贈与信託も取り扱っている。利用は当初予想を大きく上回り、2月末の時点で契約数は11万件超、契約額は約7600億円にのぼり、約700億円が教育費として引き出されているという。